

新・下野市風土記 続 歴史上の三悪人？



下野市教育委員会 文化財課

前回、新皇を名乗った平将門が、939（天慶2）年12月11日に下野国府を襲撃したことを書きました。実は将門が下野国府まで兵を進めたのはこれが2度目でした。1度目は936（承平6）年に叔父の平良兼との私闘の際、良兼が下野国府に逃げ込みます。将門は良兼を追い詰めましたが、最後は逃亡を許しました。

2度目の国府襲撃に至った経緯は、将門が前月の11月に常陸国内に起きていた紛争に介入したことに始まります。前年の938（承平8・天慶元）年にも武蔵国足立郡司兼判官代（在庁官人）職の武蔵武芝（郡の役人、現代に置き換えると市・町の職員）と武蔵権守の興世王と武蔵の源経基（2名とも国の役人、現代に置き換えると県職員）が、足立郡の課税のありかたについて紛争を起こします。その調停役（地方の顔役）として将門が介入しています。

常陸国の紛争もこの事例と同様に常陸介（次官）藤原維幾と近年の研究では「富豪層」と呼ばれる新興勢力の藤原玄明による紛争で、これらの紛争や小競り合いは、地方における律令体制の崩壊が明確になってきたことを明示しています。

将門の乱について記されている『将門記』には、国司など役人の子女は牛車を捨て、従者は馬を捨てて雪の碓氷峠を歩いて都に逃げ帰った。逃亡の際、国司は本来、都に持ち帰らなければならない「四度公文」（大計帳・正税帳・調帳・朝集帳などの徴税の基本台帳）と倉の鍵（鑰）、下野国印も奪われています。

律令国家において権威の象徴は、印と鍵と刀です。国司などの文官にとっては、国府に税として蓄えられた米や武器類などを納めた倉庫の鍵がこれにあたります。税を納めた倉は「動用

倉」と「不動倉」に分けられました。動用倉は、通常の歳出、非常時の補正予算扱いとなりますが、不動倉は特別扱いの倉で、不動倉の鍵は都の太政官が管理しました。現代に例えると県税として納められた税の繰り越し分が国の管理となり、使用の際は国の許可を得て国（都）から鍵と許可証（許可者）がなければ開けられない仕組みとなっていました。

印は「下野国印」の文字のある国印となります。天皇や皇帝が公式に用いる印章を（璽）と言いますが、この御璽の歴史は飛鳥時代の701（大宝元）年に成立した大宝律令における官印で、大きさは方3寸（約8.9cm）、奈良時代のものは約8.5cmの大きさでした。「〇〇国印」は方2寸（6cm程度）の大きさと決まっていた。残念ながら下野国印も東大寺正倉院文書などに印影も残っていませんが、摂津国・伊賀国・尾張国・陸奥国・下総国などの印と印影が残っており、これらはほぼ方2寸の大きさです。現在の御璽は3寸（約9.09cm）四方の角印で、重量

は3.55kgの金印です。

武官である征夷大將軍や鎮守府將軍などは、天皇から下賜される節刀が権威の象徴とされるものでした。現代では節刀はあり得ませんが、千年以上たった今でも組織にとって鍵と印は重要なものです。

940年（天慶3年）2月に将門を破ったのが、将門の従弟の平貞盛と下野国押領使（警察権と軍事権を持った役人）藤原秀郷の連合軍で、貞盛は後に平清盛を輩出する伊勢平氏の祖となる人物、秀郷は後の小山氏・長沼氏・結城氏、薬師寺氏の祖となる人物です。

『将門記』に「将門は素より侘人（失意の人）を助けて・・・」とあり、これが彼の仇となり千年も汚名を着せられたようです。



推定下野国印